

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成30年12月20日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 平成31年度元気すこやか健診受診券等作成及び封入封かん等業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18300054 |
| (3) 物品委託役務内容 | 元気すこやか健診の受診券等の作成、印字及び封入封かん等を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から平成31年6月28日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 受注者が管理し、発注者が事前に承諾した施設 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 業務委託契約約款（成果物の製造） |
| (11) 契約種別 | 複数単価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

| | | |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア | 平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者 | 印刷・看板>電算入出力・印字等処理 |
| イ | 法令等による登録等 | 次のいずれか 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という。）からプライバシーマークの付与を受けていること。 JIPDECから認定を受けた認証機関による情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得していること。 |
| ウ | 技術者 | 問わないものとする。 |
| エ | 営業所等所在地 本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。 | 広島県内に本店または営業所を有する者。 |
| オ | 会社の履行実績 | 問わないものとする。 |
| カ | その他 | 平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。 |

3 その他の入札条件

- 入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第4号）によらず、本公告において定める様式「複数単価契約入札書（平成30年12月20日公告・平成31年度 元気すこやか健診受診券等作成及び封入封かん等業務）」とする。
- 消費税に係る課税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない1銭（0.01円）以上の額とし、有効桁数は小数第2位とする。また、「単価」の欄の記載金額を契約単価とする。
- 消費税に係る免税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の108分の100に相当する1銭（0.01円）以上の額とし、有効桁数は小数第2位とする。ただし、当該金額の8パーセントに相当する額（当該額に小数第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額を契約単価とする。
- 「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額（当該金額に円単位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を記載するものとする。
- 「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載するものとする。
- 上記（1）～（5）によらない入札書は、その入札を無効とする。

4 日程等

| 手続等 | 期間・期日等 | 場所・留意事項 |
|---------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 公告日 | 平成30年12月20日 | 東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。 |
| イ 仕様書及び見本等閲覧期間 | 平成30年12月20日～平成31年1月21日 | 東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：有 |
| ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る） | | 同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。 |
| エ 同等品確認回答閲覧期間 | | 東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。 |
| オ 質問書提出期間 | 平成30年12月20日～平成31年1月7日（午前8時30分～午後5時15分） | 質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 健康福祉部 健康増進課 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0936 / ファックス番号 082-422-2416 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。 |
| カ 回答書閲覧期間 | 平成31年1月10日～平成31年1月21日 | 東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。 |
| キ 入札期間 | 平成31年1月17日～平成31年1月18日（午前8時30分～午後5時15分） | 入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。 |
| ク 開札日時 | 平成31年1月21日 午前9時30分 | 開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。 |

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

| 書類の区分 | 提出書類（印） | 備考 |
|-----------------------|---------|----------------------------|
| ア 入札参加資格要件確認申請書 | | 様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。 |
| イ 入札参加資格要件総括表 | | |
| ウ 誓約書 | | |
| エ 配置予定技術者届出書 | | |
| オ 履行実績確認表 | | |
| カ 履行実績証明書（物品・委託役務） | | |
| キ 法令等による登録等を確認するための資料 | | |
| ク その他 | | |

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成31年度元気すこやか健診受診券等作成及び封入封かん等業務仕様書

- 1 業務名
平成31年度元気すこやか健診受診券等作成及び封入封かん等業務
- 2 業務内容
平成31年度元気すこやか健診受診券（以下「受診券」という。）、手引き、封筒及び個人情報保護シール（以下「受診券等」という。）を送付するに当たり、受診券等の様式を作成するとともに、発注者が貸与する印字データ等を基に、受診券等の印字・封入・封かんを行い、成果品として発注者に納品するもの。
- 3 契約期間
契約締結日の翌日から平成31（2019）年6月28日まで
- 4 履行場所
受注者が管理し、発注者が事前に承諾した施設
- 5 成果品納入場所
東広島市健康福祉部健康増進課及び東広島市内の郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局
- 6 準拠する法令等
東広島市個人情報保護条例
東広島市契約規則
個人情報保護取扱特記事項
業務委託契約約款
その他関係法令

7 業務詳細

(1) 受診券等様式作成作業

① 成果物

| 項番 | 品名（履行区分） | 規格・仕様 | 原稿 | 作成部数 |
|----|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1 | 元気すこやか健診受診券 | <ul style="list-style-type: none"> ● A3（縦サイズは12インチサイズでも可） ● 両面 ● 1枚 ● ミシン目入り（ミシン目の本数等については、双方協議の上で決定する） ● 白色110kg ● 表4色（フルカラー）裏2色（黒、赤）刷り ● 集団健診申込ハガキ付（料金受取人払承認番号、郵便事業用バーコード有り） | 契約締結後、紙原稿又はPDFにより提供する。原稿をベースに発注者と協議を行い、校正原稿を決定する。ただし、料金受取人払郵便物用カスタマバーコード及び掲載文の一部については、電子データをCD-Rで提供する。 | 124,000枚 |
| 2 | 手引き | <ul style="list-style-type: none"> ● A3 ● 両面2枚 ● 2色（黒、赤）刷り ● 白色55kg ● A3用紙2枚を長辺が2等分になるように二つ折り（ホチキス止めや製本等はしない、新聞形式。）にする。※ページ番号有り。 | 契約締結後、電子データをCD-Rで提供する。原稿をベースに発注者と協議を行い、校正原稿を決定する。 | 121,000セット |
| 3 | 発送用封筒 | <ul style="list-style-type: none"> ● 定型 ● 窓開き ● 区内特別 ● 白色用紙 | 契約締結後、電子データをCD-Rで提供する。原稿をベースに発注者 | 119,500枚 |

| | | | | |
|---|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ● 2色（黒、赤）刷り ● 透かし防止処理（窓開き部分除く。） | と協議を行い、校正原稿を決定する。 | |
| 4 | 個人情報保護シール | <ul style="list-style-type: none"> ● 紺色の背景に、白抜きで「集団健診申込ハガキを送付する際は、この個人情報保護シールをご利用ください」の文字を入れる。 ● ハガキ裏面の個人情報部分が隠れる大きさ（例：15 cm × 10 cm） | 契約締結後、紙原稿で提供する。紙原稿をベースに双方で協議を行い、校正原稿を決定する。 | 119,500 枚 |

※原稿の印刷位置やレイアウト等、多少の調整は可能とする。その際は、双方協議の上で、決定する。

- ②校正
- ・ 全て3回までとする。ただし、最終校正後であっても、制度改正等によりやむを得ず文面を変更する必要がある場合は、双方協議の上で、原稿の微修正を行い、校正回数を変更することがある。
- ③その他仕様
- ・ 項番1～4は、別途、イメージ見本を参照し、見本のイメージで作成する。その際、字体、フォント、濃淡については、ユニバーサルデザインに準拠すること。
 - ・ 項番1～3は、業務完了後、印刷データをPDFで電子記録媒体にて提出すること。
 - ・ (1) 受診券等様式作成作業及び(2) 個人情報印刷作業は、別工程とせず、同時に行っても良い。(この場合は、印字に用いなかった残余帳票分は、業務終了後に印字のない帳票として提出すること。)
- ④イメージ見本等の閲覧
- ・ 項番1～4の様式見本は、閲覧資料として閲覧時に提示する。原稿は、契約締結後の提供とするが、用紙サイズ、枚数、印刷面数及び概ねの文字数等に変更はないものとする。

(2) 個人情報印字作業

① 作業内容

(1) -①-1 で作成した受診券に発注者から提供する個人情報を、発注者が指定する用紙に印字するためのプログラム開発を受注者で行い、印字する。

② 個人情報の受け渡し

個人情報は、発注者から受注者が用意したUSBメモリに格納し、受注者に貸与する方法を基本とするが、総合行政ネットワーク（LGWAN）上でのファイル転送サービスなどを受注者が保有している場合、当該サービスを利用したデータ收受も可能とする。

※USBメモリは、次の規格を満たすものとする。

- ・ 自動暗号化機能があること
- ・ パスワード機能があること

USBメモリは、正副2部作成し、それぞれに暗号化をするものとする。当該USBメモリの受け渡し時は、受注者は発注者に借用書（別紙1）を提出するものとする。

データの複製は必要最小限とし、当該業務以外で利用してはならない。受注者は、受領したデータの利用が終了した際は、復元不可能な処理を施した上で、データを廃棄することとする。また、廃棄後、発注者に対してデータ内容、廃棄した年月日、廃棄方法を発注者に通知するものとする。

LGWAN-ASPを用いたファイル転送サービス等（以下「サービス」という。）によりデータを收受する際、暗号化処理やパスワード設定等、セキュリティ機能を確認し、発注者との協議の上、收受時のセキュリティ措置の内容を決定し明示する。なお、送付データは暗号化処理を施した上で、サービスにアップロードをするものとする。データの複製は必要最小限とし、当該業務以外で利用してはならない。受注者は、受領したデータの利用が終了した際は、復元不可能な処理を施した上で、データを廃棄することとする。また、廃棄後、発注者に対してデータ内容、廃棄した年月日及び廃棄方法を通知するものとする。

③ 個人情報の記録形式

個人情報は、CSV形式（カンマ区切り）で貸与する。

※レコード数は、概ね 119,500 レコード（1人1行）。

④文字コード及び外字データ

発注者から貸与する個人情報の文字コードは「UNICODE UTF8」、外字データは「e u d e . t t e」とし、USBメモリで個人情報と併せて記録し、受け渡しをするものとする。

※文字フォントの使用権を東広島市が所有しているため、本業務外での当該文字フォントの使用は、固く禁じる。

⑤プログラム開発

受注者は、個人情報を基に、印字するために使用する印字プログラムの設計及び開発等を行うものとし、その費用は受注者負担とする。カスタマバーコード及び保健システム用バーコードを編集し、印字できるものとする。また、打ち出し順序は、発注者からの個人情報の記録順とすること。

⑥印字作業

発注者から提供する個人情報を基に、発注者の指定する情報を指定する位置に印字するものとする。また、宛名部分に郵便で読み取り可能なカスタマバーコードを印字し、集団健診申込ハガキ部分に保健システムで読み取り可能とするバーコード（CODE 39）を印字するものとする。

⑦印字数量

| 項番 | 品名 (履行区分) | 規格・仕様 | 作成枚数 (発注予定数量) |
|----|--------------|-----------|------------------|
| 5 | 受診券 | 連続用紙データ印字 | 119,500部 |

※印字の見本及びファイルレイアウト(案)は、閲覧資料として閲覧時に提示する。

※印字開始前に全件の印刷データ（受診券様式及び印字データを組み合わせて、完成の状態を表示したものを）をPDFで電子記録媒体にて提出すること。

(3) 封入封かん作業

| 項番 | 品名 (履行区分) | 規格・仕様 | 作成枚数 (発注予定数量) |
|----|--------------|--------|------------------|
| 6 | 封入・封かん | 次の①ア～エ | 119,500通 |

①作業内容等

ア 発送用封筒への封入物

(ア) 受診券

(イ) 手引き

(ウ) 個人情報保護シール

イ 受診券のカット処理

上記アのうち、(ア)受診券を連続帳票で処理した場合には、連続用紙を個別にカットした状態に処理すること。ただし、連続帳票又は単票のいずれを用いるかは受注者の任意とする。

ウ 受診券等の折り作業

(ア) 受診券は、A3サイズの長辺を2等分に折り、さらに、送付先が窓開き部分から確認できるように三つ折りにする。長辺を2等分に折る工程を、長辺を2等分に裁断することへ変更可。その場合、ハガキが付いている用紙は、ハガキが上になるように三つ折りにする（ハガキの裏表は問わない。）。

【裁断を選択する場合の注意事項】

・裁断・折り作業・封入を機械的に連続した一連の工程で処理すること（裁断・折り作業、封入の工程を分け、独立した工程とすることは不可。）。

・重量又は厚み又は目視によるチェックを行い、一通ごとに混入ミスが無いことを確認すること。

(イ) 手引きは、A3サイズの長辺を2等分に折り、さらに、三つ折りにする（見本参照）。

エ 発送用封筒への封入封かん

項番1、2、4の封入封かんは、送付先が窓開き部分から確認出来るように封入すること。（封入封かんを用いなかった手引き、封筒及び個人情報保護シールは、業務終了後に提出すること。）

8 データ運搬及び成果品運搬作業

① 作業内容

| 項番 | 作業 | 規格・仕様 |
|----|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 | 個人情報データ運搬 (発注者→受注者) | 個人情報を記憶したUSBメモリをセキュリティの保たれた方法により、受注者が作業場所まで搬送すること。 |
| | 受診券等運搬 (成果品) 運搬 (受注者→発注者) | 封入封かん作業済みの封筒は、郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局（郵便集配局、郵便番号の上から5桁、詳細は、別紙5参照。）まで運搬すること。 送付先が、東広島市外のもの及び封入封かんに用いなかった印刷物は、東広島市健康福祉部健康増進課に納品すること。 検査・検品（以下「検査」という。）に要する運搬作業を含む。 ※運搬は、セキュリティの保たれた方法により行うこと。 |

② 成果品の受け渡し

発注者までの運搬方法については、セキュリティの保たれた方法によるものとする。作業等で破損した個人情報印字後の受診券は、破棄せず、成果品とともに、必ず納品すること。また、破損した受診券の再印字を実施すること。

③ 成果品の整理

印字のない受診券は1つの束にまとめ、封入封かん作業済品は発注者が貸与した個人情報の記録順とし、郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局（郵便集配局、郵便番号の上から5桁、詳細は、別紙5参照。）ごとに箱詰めするものとする。また、当該箱の側面2箇所（箱の長辺及び短辺）に箱番号（連番）及び郵便集配局を記載するものとする（タックシール等の貼付けを可とする。）。成果品の箱詰め等に要する費用（箱代等）は、受注者が負担するものとし、箱のサイズは発注者と協議し、決定するものとする。

【箱側面及び上面記載例】

箱番号 : △△△／総箱数量 (※28 フォント以上で記載すること。)
郵便集配局 : 安芸西条 (※28 フォント以上で記載すること。)
郵便番号 : 739-□□
発行連番 : ○○○○ ~ ○○○○
箱内数量 : (各箱に入っている数量)

【注意事項】

- ◆ ダンボール箱の大きさは、全て統一すること。仮に、箱に少量しか入ってなくても、隙間に緩衝材などを入れて動かないように整え、ダンボール箱の底には台紙等を敷き、隙間に帳票が入り込むことのないようにすること。
- ◆ 納入に当たっては、郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局（郵便集配局）別紙5）内の発注者が指定する場所に、発注者の指示に従い、ダンボール1箱ごとに決められた位置に配置するまでを作業範囲とする。印字に用いなかった残余帳票分は、東広島市健康福祉部健康増進課に印字のない帳票として提出すること。
- ◆ ダンボール箱の内法の深さは、封筒を立てて納められる程度とすること。
- ◆ 納品時は、箱数等数量確認及び封筒と内容物との整合等についてサンプル調査を行うので、業務実施責任者又はその指示を受けた者が立ち会うこと。
- ◆ 上記確認及び調査とは別に、受注者が委託業務完了通知書を提出した後に、発注者による業務完了検査を行い、これを最終の確認とする。
- ◆ 納品の2日前までに、各集配局ごとの通数及びダンボール（箱番号（連番））ごとに入っている通数をメールで報告（様式は、別途指定する。）し、発注者の承認を得ること。

9 環境構築作業

① データ印字設定等作業

| 項番 | 項目 | 規格・仕様 |
|----|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 | 作業打ち合わせ | 印字テスト及び本番作業に係るスケジュール等、詳細な打ち合わせを実施する。 作業打ち合わせに係る発注者・受注者それぞれの費用は、各者で負担すること。 |
| 9 | 個人情報印字テスト作業 | ダミーで作成した個人情報を基に、印字テストを実施する。印字テストしたもののカスタマバーコード読み取りテスト及び保健システム用バーコード読み取りテストを、発注者の検証が完了するまで実施するものとする。 印字テスト作業に要する運搬費等は、受注者の負担とする。 なお、ダミーで作成した印刷データ（受診券様式及び印字データを組み合わせて、完成の状態を表示したもの）は、作成後、速やかに、PDFで電子記録媒体にて提出すること。 |
| 10 | 機器設定作業 | 受注者の印刷機等の設定作業及び個人情報を基に、印字する印字プログラム開発作業を実施する。 |
| 11 | 印刷物等保管及び在庫管理 | 受診券等様式を保管及び在庫管理をし、不足が生じることが予想される場合は、速やかに報告し、対応を協議すること。 また、業務完了時には、在庫物品を全て発注者へ納品すること。 |

1.0 作業テスト等

受注者は、次に掲げるテストを行うためのテスト品を納品し、発注者の検査を受けなければならない。また、発注者は、テスト品の納品があった場合には、遅滞なく検査を行い、その結果を受注者に通知する。

なお、受注者は、これらのテストについて発注者の検査に合格した後でなければ、本番処理を行うことができない。

契約期間中に、プリンタ、用紙又はバーコード生成ソフトのいずれかを変更する場合は、その都度、テストを行うものとする。

ア 印刷及びミシン目テスト

受注者は、印刷仕様書等に基づき、受診券等を作成するための印刷及びミシン目を行い、納品し、発注者の検査を受けなければならない。

イ 料金受取人払郵便物用カスタマバーコード読み取りテスト

受注者は、バーコードの読み取りテストのため、前項に記した印刷及びミシン目テストと同時に、バーコードテスト用に、はがき表面部分を10枚提出するものとする。テストは、合格するまで繰り返し行う。

ウ 個人情報等印字テスト

受注者は、発注者から提供を受けた印字テスト用データ（ダミーデータ10人分程度）により受診券（連続用紙）へのテスト印字を行い、カット処理後、納品し、発注者の検査を受けなければならない。なお、印字テスト用データは、契約締結日の翌日に受注者が用意したUSBメモリに記録して受け渡す。

エ 区内特別郵便用バーコード及び保健システム用バーコード読み取りテスト

受注者は、バーコードの読み取りテストのため、バーコードを印字し、前項に記した個人情報等印字テストと同時に、バーコードテスト用に受診券様式を10枚納品し、発注者の検査を受けなければならない。テストは合格するまで繰り返し行う。

オ 封入封かん等のテスト

受注者は、発注者から提供を受けた印字テスト用データを基に、印字した受診券等により封入封かん等業務のテストを行い、納品し、発注者の検査を受けなければならない。

※テスト作業に要する運搬費等は、受注者の負担とする。

※成果物の作成部数には、テストプリント等に使用するものは含まないものとする。

1.1 電子データ受渡日

受診券様式作成用原稿及び手引きの原稿の受渡日：契約締結日の翌日

受診券テスト用印字データ（ダミーデータ）：契約締結日の翌日

受診券印字用個人情報データ：平成31（2019）年5月10日

1.2 成果品納品期限

平成31（2019）年5月30日

災害その他の事情により、成果品の納品が遅延する場合は、発注者へ早急に連絡すること。

1.3 納品時の添付資料等

成果品と別紙2「納品書」とともに、データを納入する。

1.4 単価契約及び発注予定数量

(1) 本業務は、「7 業務詳細」における各作業項目を履行区分とし、対応する契約単価を定め、その他経費を数量1式の単価とする単価契約とする。業務全体の履行区分、契約単価及び発注予定数量を別表1（別紙4）のとおり定める。

(2) 発注予定数量には、変動がある。ただし、別表1（別紙4）に定める各履行区分の発注予定数量を上限とし、下限はその2割以内とする。この下限を下回るときは、発注者と受注者が委託料（単価を含む。）について協議を行い、必要があると認めるときは、変更契約の締結を行うものとする。

1.5 委託料の支払

(1) 本業務の委託料は、業務完了後の一括払とする。

(2) 当該業務に係る委託料の支払は、別表1（別紙4）に示す履行区分の明細ごとの単価に、履行数量を乗じて計算した額とし、計算方法は次のとおりとする。なお、履行数量の確定は業務完了検査により行うので、業務完了後に受注者が提出する委託業務完了通知書において履行区分の明細ごとに履行数量を記載すること。

ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

別表1（別紙4）に示す履行区分の明細ごとの単価に、それぞれ当該履行区分における履行数量を乗じて計算した額を合計した額に、当該合計額の100分の8に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額。なお、計算過程における履行区分ごとの合計金額に円単位未満の端数があるときは、その端数処理は行わないものとする。

イ 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

別表1（別紙4）に示す履行区分の明細ごとの単価に、それぞれ当該履行区分における履行数量を乗じて計算した額を合計した額。なお、計算過程における履行区分ごとの合計金額に円単位未満の端数があるときは、その端数処理は行わないものとする。

※請求できるものは、成果品として納品し検査合格したもの（作業等で破損した個人情報印字後の受診券は請求対象外。）とする（検査方法：発注者の指示するところにより、成果品の一部もしくは全部を箱詰めし、発注者の指定する場所まで運搬し検査を受けることとする。）。

1.6 監督

発注者は、委託期間中必要と認めた場合は、常時受注者に対して、委託業務の履行状況について報告を求め、又は履行場所で検査若しくは指示等により監督することができるものとする。

1.7 守秘義務

受注者は、いかなる理由があろうとも、本業務により知り得る、又は生ずる個人情報を漏らしてはならない。具体的には、本業務の遂行上知り得た個人情報等の内容について第三者に漏らさないこと、また、本業務の履行に伴い使用する個人情報については、適切に返却・データ消去等、処置すること。

なお、履行完了後にデータ消去・廃棄証明書（別紙3）を提出し、受注者が発注者のデータを保持し続けることがないよう処置すること。

1.8 再委託の範囲

当該業務の一部を再委託できる範囲（以下「再委託」という。）は、次のとおりとする。

7 業務詳細（1）受診券等様式作成作業

（3）封入封かん作業

ただし、再委託を行う場合は、あらかじめ、再委託の内容を業務実施計画書に定め、下請負承認願により発注者の承諾を得ること。また、受注者は再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、発注者に対し、全ての責任を負うものとする。

1.9 特記事項

①委託業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り

扱うこと。

- ②封入封かん済みの受診券の運搬及び保管に当たっては、紛失・盗難等管理に十分注意すること。
- ③個人情報の運搬及び成果品運搬を行うに際し、方法等について発注者の承諾を得ること。
- ④本業務の実施において、仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、当該疑義の解消方法について事前に発注者と十分に協議し、承諾を得ること。また、協議は可能な限り早期に申し出るなど、業務に支障が生じないよう配慮すること。

データ消去・廃棄証明書

年 月 日

東広島市長 様

事業所名 _____

代表者名 _____

東広島市より委託されていた次の業務につきまして、東広島市へデータ等を返却し、当社で作業上保管していた当該データの全てを、次の事項を遵守した上で確実に消去したことをここに証明致します。

1 業務名

平成31年度元気すこやか健診受診券等作成及び封入封かん等業務

2 遵守事項

- (1) 当社は、当該データが記録されている全てのハードディスク等の記録媒体（以下「本記録媒体」という。）について、破棄による本記録媒体の再利用若しくは確実な消去によって本記録媒体に記録されたデータの復元又は読み取りが不可能な状態になるよう必要な処理を講じた上で処理を行いました。
- (2) 当社は、本記録媒体から知り得た秘密情報（個人情報を含む。）を、第三者に開示、複製、流用、転売等を行わないものとします。
- (3) 当社は、当社の役員及び従業員に対して、本書の内容を周知徹底し、遵守させるものとします。

3 データ消去

消去日 : 年 月 日

消去方法 : _____

消去責任者 : _____

別表 1
(契約単価)

| 項番 | 履行区分 | 数量 | 単位 | 単価 | 発注予定数量 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----------------|
| 1～4 | 元気すこやか健診受診券 124,000 枚 手引き 121,000 セット 封筒 119,500 枚 個人情報保護シール 119,500 枚 | 1 | 式 | | 作成部数の増減は行わない。 |
| 5 | 受診券 (印字) | 1 | 部 | | 119,500 部 |
| 6 | 封入・封かん | 1 | 通 | | 119,500 通 |
| 7～11 ほか | 項番 7～11 に示す個人情報データ運搬、受診券等運搬、作業打ち合わせ、個人情報印字テスト作業、機器設定作業、印刷物等保管及び在庫管理ほか本業務の実施に必要な費用の全て | 1 | 式 | | 1 式 (変動しない) |

- 1 単価の有効桁数は、小数第 2 位までとする。
- 2 発注者の業務委託料が発注限度額に達しない場合でも、受注者は、委託業務を履行しなければならない。
- 3 発注者及び受注者は、発注限度額を超えて発注又は受注してはならない。

納品場所

封入封かん後に段ボールに詰めた封筒は、別表2の郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局（郵便集配局）内の発注者が指定する場所に、発注者の指示に従い、ダンボール1箱ごとに決められた位置に配置すること。郵便番号上5ケタごとに郵便集配局が分かれているので、注意すること。

別表2

（郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局（郵便集配局））

| 郵便番号 | | 郵便集配局 |
|------|------|---------|
| 739- | 00** | 安芸西条郵便局 |
| 739- | 21** | 高屋郵便局 |
| 739- | 01** | 八本松郵便局 |
| 739- | 02** | |
| 739- | 25** | 板城郵便局 |
| 739- | 26** | 黒瀬郵便局 |
| 739- | 27** | 下黒瀬郵便局 |
| 739- | 23** | 福富郵便局 |
| 739- | 22** | 河内郵便局 |
| 739- | 24** | 安芸津郵便局 |

※送付先が、東広島市外のもの及び封入封かんに用いなかった印刷物（印字の無い受診券様式、手引き、封筒及び個人情報保護シール）は、東広島市健康福祉部健康増進課に納品すること。

イメージ見本

平成31年度元気すこやか健診受診券等作成及び
封入封かん等業務

項番 1～4

実物サイズのイメージ見本等の閲覧は、契約担当課に申し出てください。

※イメージ見本を参考に、落札者と協議の上で、字体、フォント及び濃淡がユニバーサルデザインに準拠する仕様を決定します。高齢者等が利用することを考慮し、その他についても、契約金額の範囲内で次のイメージ見本よりも良い案があれば、受け付けます。

治療中の方の情報提供について

治療中の方の情報提供事業とは

医療機関で継続的に治療されている人の治療情報のうち、特定健康診査に該当する項目を、ご本人の同意のもと、医療機関が特定健診データとして市へ情報提供するものです。
市に情報提供することで、特定健康診査を受診したことになります。

- ※対象は、40歳～74歳の東広島市国民健康保険に加入されている人です。
- ※受診できる医療機関は、4～5ページの「特定健診」に○印のあるものです。(東広島市内)
- ※治療データが特定健康診査の項目に足りない場合は、追加で検査していただくことがあります。

検査項目 問診・診察 身体・腹囲測定 血圧測定 尿検査
血液検査(血糖・肝機能・血中脂質・腎機能)



情報提供事業の受け方

- 主治医への相談**
 - 現在治療を受けている医療機関に、「治療中の方の情報提供事業」を受けられるかどうか相談してください。
 - ※医療機関によっては、受けられない場合があります。
- 医療機関の受診**
 - 特定健診受診券・情報提供受診券(受診券⑥)及び国民健康保険被保険者証を、医療機関の窓口に表示してください。
 - 医療機関から、市に治療情報を提供することの説明を受けた上で、医療機関から提示される「治療中の方の特定健康診査情報提供票」の同意欄に署名してください。
 - ※必要に応じて、追加検査をしていただきます。追加検査に対する費用負担はありません。
- 市への情報提供**
 - 治療データは、医療機関から市へ提供されます。
 - 結果によっては、市の保健師や管理栄養士による特定保健指導を無料で受けることができます。

元気すこやか健診の申込み・問い合わせ先

健康福祉部 健康増進課 健康支援係

TEL(082)420-0936 FAX(082)422-2416

●黒瀬支所 TEL(082)382-0220 ●豊栄支所 TEL(082)432-2563

●河内支所 TEL(082)437-1109 ●安芸津支所 TEL(0846)45-2065

※備前支所、八本松・志和・高屋出張所は、申込み受け付けません。

●特定健診に関する問い合わせ 健康福祉部 国民年金課 医療給付係

TEL(082)420-0933 FAX(082)422-0334

8:30～17:15(土・日・祝日は除く)

受診券を紛失された場合は、再発行できます。お問い合わせください。

平成30年度 東広島市

元気すこやか健診の手引き

健診の申込みから受診まで

申込み方法が変わります!!



集団健診

- 1 予約** ※ハガキでの申込み
 - 受診券に添付している申込みハガキに、健診日・会場・受診項目を記入してポストへ投函する。
 - ※FAXも可。その場合は、送信後に健康増進課へご連絡ください。
 - 各会場の締切日必着!
- 2 通知**
 - 健診日の10日前までに受診券(問診票)を交付します。
 - ※申込み内容を必ず確認してください。
- 3 受診**
 - 受診券を持参し、受診する。
 - ※特定健診を受診する人は保険証、減免対象者は健診料金無料証明書を持参してください。
 - ※健診結果は、健診日の約1か月後に集団健診委託機関(東広島記念病院健診センター)から送付されます。

医療機関健診 ※ハガキでの申込みは不要です。

- 1 予約** ※直接申込み
 - 希望する医療機関に、直接予約をする(電話・窓口等)。
 - ※減免の対象となる人は、健診料金無料証明書を発行します。健康増進課まで、お問い合わせください。(詳しくは、2ページをご覧ください)
- 2 受診**
 - 受診券を持参し、受診する。
 - ※特定健診を受診する人は保険証、減免対象者は健診料金無料証明書を持参してください。
 - 当日、医療機関で健診料金を支払う。
 - 結果の受け取り方は、各医療機関に確認してください。

健診結果は、市と健診委託機関で共有するため、健診に関する個人情報を医療機関へ提供することがありますので、ご了承ください。

4月1日を基準日として対象者を抽出しています。該当とならない人に行き違いで届いた場合は、ご了承ください。

平成30年度 東広島市 元気すこやか健診の手引き 目次

| | |
|----------------------------|------------------------|
| 健診の申込みから受診まで.....P.1 | 医療機関健診一覧表.....P.4, 5 |
| 送付対象者、健診の種類・料金について.....P.2 | 節目自由疾患検診について.....P.6 |
| 健診料金(自己負担金)の減免について.....P.2 | 特定健診について.....P.7 |
| 集団健診の日程・会場(申込み締切日).....P.3 | 治療中の方の情報提供について.....P.8 |

送付対象者について

【年齢判定日】平成31年3月31日時点

| 項目 | 元気すこやか健診受診券を送付している人 |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本(特定)健診 | 40歳以上の国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者 ※39歳以下の基本健診は、受診券を送付していませんが、集団健診に限り受診できます。 |
| がん検診 | 40歳以上の市民、20歳以上の偶数年齢の女性 ※奇数年齢の女性(20歳以上39歳以下)には、受診券を送付していませんが、今年度元気すこやか健診で受診していない人は、集団健診に限り受診できます。 |

※受診可能な健診項目は、受診券をご確認ください。
※国庫や医療機関等で受ける機会がある人は、それらを利用してください。
※39歳以下の基本健診、奇数年齢の女性がん検診については、直接、東広島市 健康増進課(082-420-0936)に電話又は窓口でお申し込みください。

健診の種類・料金について

※70歳以上は無料 【年齢判定日】平成31年3月31日時点

| 項目 | 対象者 | 自己負担金 | 検査方法 | 受診番号 |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 特定健診 | 東広島市国民健康保険加入者(40～74歳) ※市民権を有していない人 | 無料 | 問診・診察 身体・腹囲測定 血圧測定(40～74歳のみ) 血液検査 尿検査 自覚症状 血糖検査 (血糖・肝機能・血中脂質・クレアチニン) | ⑥ |
| 基本健診 | 東広島市国民健康保険を途中で加入者(40～74歳) ※平成30年4月2日以前に加入 後期高齢者医療制度加入者 39歳以下 医療保険未加入者(40歳以上) | 2,000円 2,000円 | 無料 2,300円 | ⑤ |
| B型・E型肝炎ウイルス | ※本市に市役所で20歳を過ぎていない人 ※40歳・45歳・50歳・55歳・60歳 ※65歳以上は無料 | 700円 | 血液検査 (H型・E型肝炎ウイルスを調べる) | ⑥ |
| 肺がん(喉鏡検査) | 40歳以上 ※50歳以上で喫煙年数60年以上の人、喫煙年数30年 | 200円 600円 | 胸部レントゲン撮影 65歳以上の人は経気管鏡も併用して実施 | ⑧ |
| 胃がん | 40歳以上 | 1,500円 | バリウム検査 (バリウム検査) 4,000円 | ⑦ |
| 大腸がん | 40歳以上 | 400円 | 2日分の便を採取し、便中の血液を検査 | ⑨ |
| 子宮がん(女性) | 偶数年齢 奇数年齢 ※奇数年齢未受診の人のみ | 500円 500円 | 子宮頸部の細胞を採取し、がん細胞を検査 | ② |
| 乳がん | 40歳以上 (女性) 偶数年齢 奇数年齢 ※奇数年齢未受診の人のみ | 1,000円 1,000円 | マンモグラフィ検査 (乳房を圧してレントゲン撮影) 検診結果を通知 | ③ |
| 前立腺がん | 50歳以上(男性) | 1,100円 | 血液中のPSA腫瘍マーカーを測定する検査 | ④ |
| 節目自由疾患検診 | 40歳・50歳・60歳 (NH) | 実額なし | 心臓血管系の有無など、口腔の性状を検べる | ① |

健診料金(自己負担金)の減免について

市県民税非課税世帯や生活保護世帯等に属する人は、健診料金が無料です(前立腺がんを除く)。申請方法等は、次の表をご覧ください。健診料金無料証明書は、受診の際にご持参ください。

| 健診の種類 | 減免の条件 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 集団健診 | 申込みハガキで、課税状況の確認に同意した人は、各世帯の市県民税課税状況等を確認した後、対象者には、受診券等の発送時に、「健診料金無料証明書」を同封します。ただし、転入等により課税状況の確認ができない場合は医療機関健診と同様の申請が必要です。不明な点は、健康増進課までお問い合わせください。 |
| 医療機関健診 | 健診受診の前にも、「健診料金無料証明書」の申請をしてください。 ●申請時に必要なもの：印鑑又は身分証明書(保険証、運転免許証等) ●申請窓口：東広島市 健康増進課 又は 各支所(黒瀬支所及び各出張所)の申請のみ ※転入等により課税状況の確認ができない場合は平成30年度(平成29年度)の市県民税課税状況確認申請書(国庫券)を併せて持参してください。 |

特定健診について

受けよう! 40歳からの特定健診!



特定健診は、糖尿病や心筋梗塞、脳梗塞などの生活習慣病の一種であるメタボリックシンドロームに備え、その該当者や予備群を発見するための健診です。また、健診の結果により、生活習慣病のリスクが高いと判断された場合には、市の保健師や管理栄養士による特定保健指導を無料で受けることができます。メタボリックシンドロームを予防・解消するため、生活習慣を見直すサポートをします。

| | |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者 | 40歳以上75歳未満の東広島市国民健康保険加入者 |
| 受診料 | 無料 |
| 実施場所 | 集団健診会場、一部の県内医療機関 (医療機関一覧表4～5ページをご覧ください) ※詳しくは、ホームページをご覧ください。 https://www.city.higashiroshima.lg.jp/soshiki/kenkofukushi/4/index.html 【国民年金課ホームページから「平成30年度特定健康診査・特定保健指導について」】 |



ご自身の生活習慣を見直すきっかけとして、ぜひお申し込みください。

～自分でも気づかないうちに進行してしまうメタボリックシンドロームの怖さです～

| 予備群 | メタボリックシンドローム | 深刻な病気 |
|----------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| ●乱れた食生活 ●運動不足 ●喫煙 など | ●内臓脂肪の蓄積 ●高血糖 ●脂質異常 ●高血圧 | ●心臓病 ●脳卒中 ●糖尿病の合併症 など |

職場の健診や、人間ドックなどを受診される人へ

東広島市国民健康保険加入者(40歳～74歳)で、平成30年度に特定健診の検査項目を含む人間ドック等の健診を受けられる人は、健診結果を市に提出していただくことにより、特定健診を受診したことになります。健診の結果によっては、市の保健師や管理栄養士による特定保健指導を無料で受けることができます。東広島市国民健康保険に加入されている人は、ぜひ国民年金課まで健診結果をお持ちください。

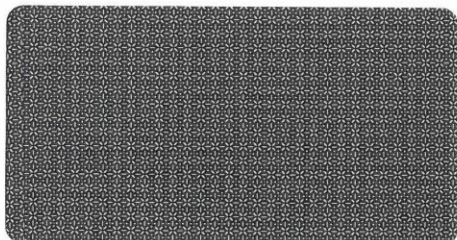
医療機関で継続的に治療されている人へ

東広島市国民健康保険加入者(40歳～74歳)で、医療機関で継続的に治療をされている人を対象に、「治療中の方の情報提供事業」を実施しています。この事業は、ご本人の同意のもと、市が医療機関と連携し、医療機関が治療中の人の特定健診に該当する検査項目を市へ提供するものです。治療中の検査データを市に提供していただく、改めて特定健診を受診する必要はありません。事業の詳細については、8ページをご確認ください。

全国健康保険協会(協会けんぽ)にご加入の人へ

協会けんぽにご加入の人も、市の集団健診の会場で、特定健診を受診することができます。その他の医療保険(共済組合等)にご加入の人は、ご加入の医療保険や職場にお問い合わせください。市の集団健診会場で受診できる場合は、次の集団健診委託機関へ電話でお申し込みください。
(申込み先) 東広島記念病院健診センター TEL(082)423-6662

親展



受けて
ください!

平成30年度 元気すこやか健診

健診受診券 在中

おトクな受診券が入っています。

東広島市からの
重要なお知らせです。
必ず開封して内容
をご確認ください。



料金後納
郵便



平成30年度から
健診申込み方法が変わりました。
(広報紙と併せた案内冊子の配布はありません。)

問い合わせ

東広島市 健康福祉部 健康増進課 健康支援係
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
TEL(082)420-0936 FAX(082)-422-2416

開ける前に宛名を確認してください。

あなたに関わるとても大切な健診のお知らせです。

今、2人に1人が、
がんになる
可能性があります。

でも

早期発見で
90%以上が
治ります。

だから

おトクな受診券
を使って、
健診を受けてください!

例えば

■乳がん検診の場合

8,000円相当

1,500円に!

■大腸がん検診の場合

4,000円相当

700円に!

※金額は、医療機関健診の場合

【項番4】

健診申込ハガキを送る際は、
この個人情報保護シートをご利用ください。